

生健会が陳情

生保利用者「死亡で、生前の“おむつ代”などの費用を払わない」は不当



生健会は、生活保護利用者の死亡で生前利用した費用が支払われないのは不当だと陳情。

口頭陳情で小倉生健会の田中一郎さんは、医療・介護でのおむつ代や、タクシー代などの未払いが事業者を圧迫していると陳述。

事例として、病気のため生活保護を申請したが、家賃を滞納したため大家さんが家賃証明書を書いてくれず、約4年間も家賃代を滞納（月額29,000円）、生健会の指摘で、百万円を超える金額が支給されるようになりましたが、本人が死亡したために1円も支払われませんでした。そのため未納分は、大家さんや保証人の負担になりました。

田中さんは、こうしたことで、事業者が生保利用者を敬遠することになり、最低限度の生活が守られなくなっていると訴えました。

■保護課長：「保護受給者の死亡で請求権が消滅し、相続の対象にならない等の判例がある。死亡後は支払っていない」と答弁。

●中村市議会議員：「陳情で言われていることはもっともだ。大家さんとかからすれば、表現は悪いが“踏み倒しだ”。ルールで『事業者に泣き寝入りしろ』と言っているようにしか聞こえない。それはおかしい」「これは費用を払うべきだと思いますよ」と発言。

■総務課長：「亡くなられた後に、お金が支払われないというのは、おかしい面があるのは、おっしゃるとおりかと思う」「この件は、国に疑義照会をかけている。回答を待って対応していく」と答弁。

陳情審査では、途中からおむつは1枚単位か、1箱単位かなどの審議に終始し、生健会が求めた「家賃の踏み倒し」については全く議論されませんでした。

傍聴席から「口頭陳情で改善を求めた、家賃の審議を行うべき」との不規則発言がありましたが、委員長から制止されました。（写真提供：小倉タイムス）



介護などでの「おむつ代」はどうなるの？

- 公的介護保険施設**に入所の場合
公的施設の、特別養護老人ホーム（特養）、介護老人保健施設（老健）、介護医療院などは、施設側が用意したおむつ代は無料。
- 有料老人ホーム**などに入所の場合は、おむつ代は介護保険のサービスに含まれないため、別途請求されます。
- 在宅**の場合、おむつは日常生活で使用する

消耗品と見なされるため、**介護保険の給付対象外**となり自己負担となります。

- 北九州市のおむつ給付サービス事業**
失禁等のため常時おむつを使用することが必要な**在宅**の寝たきり及び認知症高齢者等。
▽利用できる人
要介護認定で原則として「要介護3」以上。市民税非課税世帯の人。
入院中・入所中の方は**利用できません**。
▽費用（自己負担額）
助成対象限度額内（要介護5は、7,000円。要介護4は、6,500円。要介護3は、6,000円）で利用した額の10%を自己負担。
助成対象限度額超え分は全額自己負担。
生活保護世帯は、助成限度額内負担なし。

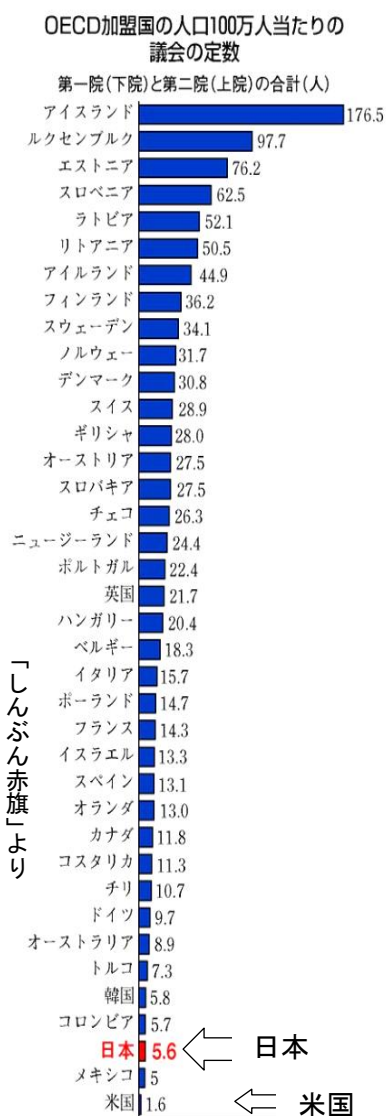
小倉生健会

生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために

えっふん

自民・維新政権は、何故国会議員を減らすの？



（参院調査室作成資料「経済のブリズム」No207から）

自民党と一緒にあって、あれほど国民を裏切り続けてきた公明党ですら愛想をつかした自民党に、「自民党と組むことは無い」と言っていた維新がすり寄って連立政権ができました。

維新が“政治とカネ”の問題をごまかす口実に絶対条件として持出したのが議員定数削減です。「大阪では議員を減らして身を切る改革をした」と維新は胸を張りますが、引き換えに公務員や、公立病院や、府立高校が減らされました。大阪府議会でも53の選挙区のうち7割にあたる36が1人区となり、圧倒的な議席を維新が占め、維新政治に対抗する声を切り捨てて民主主義をゆがめました。自民・維新が、何故、議員を減らしたがるかは明快です。

評論家の寺島実郎氏には好感を持っていますが、彼が「米国より多い日本の国会議員数を減らすべき」との発言を20年以上も主張し続けていることは理解できません。左のグラフを見れば、寺島氏の発言の誤りがよく分かります。

ちなみに米国は州が独自の憲法や軍隊を持ち、州が違えば死刑制度や銃規制なども異なり、州が行政の基礎になっています。その州議員の合計は約7400人で議員数は世界でも断トツです。

それなのに、立憲民主党の野田代表は「議員定数削減は大賛成、維新の吉村さんには感謝している」と述べ、国民民主党の玉木代表も「自民・維新が本気ならわが党は賛成する」と述べています。

小選挙区は投票数の52%が切り捨てられる死票になると言われています。維新が減らすという比例は、国民の多様な意思を国政に反映する制度で、切られるのは民意であり、国民の議席です。

国会議員を50人減らせれば35億円の削減になりますが「身を切る」と言うのなら316億円の政党助成金を削減すべきです。

議員定数削減が話題になるのは、政治への信頼がないからです。改悪を改革との言い替えや、右手で政党助成金、左手で企業・団体献金、そして、それを裏金にすることは、許されません。

<生活保護への偏見・攻撃の大臣ら>

- 「生活保護を恥と思わないのが問題」：片山さつき氏
- 「（生活保護者は、）さもしい顔して貰えるものは貰おうとか、弱者のフリをして少しでも得をしよう、そんな国民ばかりになったら日本国は滅びてしまいます」：高市早苗氏
この発言について後日、番組で聞かれ「その発言は、民主党政権の期間中、生活保護の不正受給が非常に多かった（そのような事実は確認されてない）」という問題にどう取り組むかという議論をしていた」流れの発言だと説明：高市早苗氏
- 2012年、自民党の「生活保護に関するプロジェクトチーム」が、保護費の削減を提案。
▽このプロジェクトチームの座長は、裏金で自民党を首になった：世耕弘成氏
▽プロジェクトチームのメンバー：小泉進次郎氏・片山さつき氏・三原じゅん子氏ら



北九州市議会が“否決” 生活保護裁判「最高裁判決守れ」の意見書(案)

生活保護基準の引下げによる被害回復と謝罪等を求める意見書

生活に困窮した際、誰もが人間らしく生きるために利用できる「命を守る最後の砦」が生活保護制度です。

本年6月27日、最高裁判所第三小法廷の宇賀克也裁判長は、2013年から3年にわたり行われた平均6.5パーセント、最大10パーセント、削減総額670億円の史上最大の生活保護費引下げについて、違法性を認め減額処分を取り消す判決を言渡しました。

この判決は、国の生活保護行政が「個人の尊厳」（憲法第13条）「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条第1項、生活保護法第3条）を侵害し続けてきたことを厳しく断罪した画期的判決です。

また、生活保護基準の引下げは、最低賃金や就学援助、国民健康保険料の減免基準など、市民生活全般に連動しているため、社会保障全体の水準低下につながります。

本市においても、物価高騰による日常生活費への圧迫は深刻であり、今回の最高裁判所の判決の趣旨に立った生活保護制度の抜本的改善が強く求められています。

ところが、国は判決の言渡しから3か月余り経過したにもかかわらず、原告に引下げ分を補償するどころか、違法と断罪された当時の判断について謝罪すら行っていません。

よって、本市議会は、政府に対し、次の措置を講じるよう強く要請します。

- 1 原告や保護費の引下げの影響を受けた全ての生活保護利用者に対して、直ちに謝罪を行うこと。
- 2 最高裁判決への対応に関する専門委員会の審議を理由に引き延ばすのではなく、直ちに原告に対する被害回復を行うこと。また、各地の係争中の訴訟を速やかに終わらせること。
- 3 影響を受けた2013年当時から現在までの生活保護利用者に対する違法な行政処分による被害の速やかな回復を進めること。
- 4 違法とされた生活保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

北九州市議会
(日本共産党)

提出先 厚生労働大臣

市議会の意見書とは、市議会として政府などに対して「意見」をいうことです。

見出しに「市議会が否決」とあるのは、日本共産党が提案した上記意見書(案)に、自民・維新・公明・立憲・国民と無所属の3会派が反対しました。賛成したのは、提案した日本共産党7人と、3人会派の「緑の風」のみでしたので市議会として否決されました。(否決されると、政府に伝えられないだけでなく、北九州市議会のホームページにも、意見書の文面は掲載されません。)ちなみに大阪市では、全会派が賛成して可決されました。

優生保護法(※参照)裁判では、判決翌日に法務大臣が謝罪し、その後、当時の岸田総理と石破総理も被害者に面会して謝罪をしました。ところが、生活保護の生存権裁判では、今年6月に最高裁が、生活保護基準引き下げ処分を取り消す判決を出したのに、厚労大臣も総理大臣も今だに謝罪もなく、何の対応もしていません。

会員・読者の
みなさんへ

全生連1000万円募金にご協力を

募金の呼びかけを決定

全生連第4回全国理事会

全国生活と健康を守る会連合会(以下「全生連」)は、生活保護基準引き下げ違憲訴訟のたたかいに組織をあげて取り組み、6月の最高裁判決判決につなげるべく、第4回全国理事会で、増収を図りましたが、増収の後退により年間増収は想定外の4割強にとどまっています。9月2、3日に開いた第4回全国理事会で、補正予算を組み、①「生活と健康」誌は人件費などの捻出が困難なため、2025年12月号をもって休刊とする、②「特別募金」を呼びかけ運動資金の確保と今期財政の改善を図る、③「守る新聞」を、日曜日が5回ある月は5週目を休刊とすることが承認されました。



熱心に討議する第4回全国理事会のひとコマ(都内で)

会員・読者の皆さまへ

裁判支援と組織建設のための 1000万円募金をお願いします



2025年9月 全国生活と健康を守る会連合会
会員・読者の皆さま、いつも「守る新聞」の購読や生活と健康を守る会の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

2013年からの生活保護基準引き下げに対し全国で1万人以上がNO!の声を上げて審査請求を行い、1000人余りの人が提訴、この中で全生連は大きな役割を果たしてきました。大阪と愛知の裁判で最高裁は6月、原告勝訴の判決を言い渡しました。しかし、自公政権・厚生労働省

この事態の打開のために、厚生労働省交渉の継続、集会の成功など、闘いを一回りも二回りも大きくする必要があります。一緒に奮闘しましょう。ではありませんか。

生活が大変な中で、やむを得ず会を離れる人が少なくありません。施設入所もあり、

各地で会員と読者の減少が続いており、全生連財政が厳しい状況になっています。

また、昨年1月から「守る新聞」代を400円に値上げし、紙面改善と拡大に奮闘していますが、物価高の影響により新聞印刷費や発送費が値上がりし財政を改善させるところまでいたっていません。

こうしたことから、皆さまに募金をお願いすることになりました。

物価高が生活を大きく脅かし、苦しいやりくりが続いている中、大変なお願いをしています。しかし、ここで運動を止めるわけにはいきません。どうかご協力をよろしくお願い申し上げます。

募金をお願いすることになりました。

物価高が生活を大きく脅かし、苦しいやりくりが続いている中、大変なお願いをしています。しかし、ここで運動を止めるわけにはいきません。どうかご協力をよろしくお願い申し上げます。

募金をお願いすることになりました。

物価高が生活を大きく脅かし、苦しいやりくりが続いている中、大変なお願いをしています。しかし、ここで運動を止めるわけにはいきません。どうかご協力をよろしくお願い申し上げます。

募金をお願いすることになりました。

物価高が生活を大きく脅かし、苦しいやりくりが続いている中、大変なお願いをしています。しかし、ここで運動を止めるわけにはいきません。どうかご協力をよろしくお願い申し上げます。

全生連(全国生活と健康を守る会連合会)も、多くの団体同様、組織の弱体化を跳ね返すため、運動の前進と合わせて組織の維持・発展に奮闘しています。私たちの運動への皆さんのご支援を訴えます。よろしくお願い致します。

2024年7月、最高裁判所は、優生保護法が憲法違反との判決を下し、即日、政府による謝罪と補償が実施されました。当然です。

日本は、法治国家であり、行政・立法・司法の3権が分立しており、行政のしたことが正しいかどうかは、裁判所が最終判断をする仕組みです。

※優生保護法とは、

特定の疾患や障害がある人から「不良」な子孫が生まれるのを防ぐとの「優生思想」に基づき、1996年まで存在した法律です。この法律により、本人の同意なしに不妊手術が強行されました。これは、重大な人権侵害です。

